

ソフトウェア使用許諾契約書

株式会社マイスター（以下、マイスターといいます）は、お客様に対し、本契約書とともにご提供する本ソフトウェアの譲渡不能の非独占的使用権を下記条項に基づき許諾し、お客様も下記条項にご同意いただくものとします。本ソフトウェアおよびその複製物に関する権利はマイスターに帰属します。

1. 定義

- 本契約において「本ソフトウェア」とは、(A)本契約と一緒にお客様に提供されたCD-ROM等の記憶媒体に含まれている (i)マイスターまたは第三者のアプリケーションプログラム（以下「アプリケーションプログラム」）、(ii)関連する説明資料（以下、「ドキュメンテーション」）(B)アップグレード製品、変更バージョン、アップデート版、追加版、ソフトウェアの複製物、を含みます。

2. 使用制限

- 1) お客様は、本ソフトウェアをお客様の所有されるコンピュータ機器 1 台に限りご使用いただけます。
- 2) お客様は、本ソフトウェアの全部または一部を再使用許諾、譲渡、頒布、貸与その他の方法により、第三者に使用もしくは利用させ、または提供することはできません。
- 3) お客様は、本ソフトウェアの全部または一部を修正、改変、リバース・エンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル等することはできません。
- 4) お客様は、本ソフトウェアの一部または全部を複製することはできません。

3. 輸出

- お客様は、日本国政府または該当国の政府より必要な認可等を得ることなしに、一部または全部を問わず、本ソフトウェアを直接または間接に輸出してはなりません。

4. 保証の範囲

- 1) お客様が本製品を購入された日から90日間に限り、本ソフトウェアが収められた記憶媒体またはドキュメンテーションに物理的な欠陥があった場合には、これらを無料で交換いたします。
- 2) マイスターは、本ソフトウェアに関し、お客様の特定の用途への適合性および商品性等についていかなる保証もしないものとします。また、マイスターは、本ソフトウェアの使用に付随または関連して生ずる直接的または間接的な損失、損害等について、いかなる場合においても一切責任を負わないものとします。マイスターは本ソフトウェアの使用に起因または関連してお客様と第三者との間に生じたいかなる紛争についても、一切責任を負わないものとします。

5. 契約期間

- 1) 本契約は、お客様が本ソフトウェアを最初に使用したときより発効します。
- 2) 本契約のいずれかの条項に違反したときは、弊社は事前の通知なしに本契約を終了させることができるものとします。その後、本契約が終了した日から30日以内に、本ソフトウェアを全て破棄しなければなりません。また、本製品の代金は返還しません。

6. その他

- 1) 本製品は改良のため将来予告なしに変更されることがあります。
- 2) その他、定めていない事項については、著作権法及び関連法に定めるものとします。

株式会社マイスター

E-mail : support@mster.co.jp

Homepage URL : http://www.mster.co.jp